予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

予算規則の一部を改正する規則

予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)
[略]	[略]
<u>岩手県千厩警察署</u>	<u>岩手県千厩警察署</u>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成23年9月26日から施行する。